

雇用調整助成金制度の見直しについて

★ **NEW** については、政府の経済危機対策を受けて、平成21年6月8日から実施。

1 助成金の支給対象がひろがりました！

●対象労働者の拡大

雇用保険被保険者期間6か月以上の労働者を対象としていましたが、期間を問わず被保険者全員が対象となり、新規学卒者等も利用できるようになりました。

●生産量要件の見直し

従来、原則として「生産量」により事業活動の縮小を確認していましたが、「売上高又は生産量」により確認できるようになりました。

●特例短時間休業を支給対象に追加

1時間単位で休業する場合は、事業所の被保険者全員がいっせいに休業する必要がありましたが、労働者ごとに1時間単位で休業することが可能となりました。

●助成対象となる教育訓練の要件緩和と基準の見直し **NEW**

教育訓練の対象範囲が幅広く認められるようになるとともに、事業所内における訓練について、半日単位の実施も可能となりました(ただし、訓練費は半額。)

●在籍出向者の休業等を支給対象に追加 **NEW**

在籍出向者が出向先において休業等をした場合は対象外でしたが、出向元と休業等協定を結ぶこと、出向元において支給要件を満たすこと等により、利用可能となりました。

2 助成金額がUPしました！

●教育訓練費がUP

- ・大企業 1,200円→4,000円 **NEW**
- ・中小企業 1,200円→6,000円

●解雇等を行わない場合は助成率がUP

- ・大企業 2/3→3/4
- ・中小企業 4/5→9/10

●支給限度日数がUP

- ・1年間 200日→撤廃 **NEW**
- ・3年間 150日→300日

●生涯のある人に係る助成率がUP

- ・大企業 2/3→3/4 **NEW**
- ・中小企業 4/5→9/10 **NEW**

助成金の支給までの資金繰りについては、中小企業・金融庁から政府系を含む金融機関に対して協力を要請しています。^{※1} 個別のご相談については、助成金の申請を行っていることが確認できる書類をご持参の上、全国900箇所に設置されている「緊急相談窓口^{※1}」にご相談ください。

※1 日本政策金融公庫では、雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金等)の届出を行った企業に向けた低利融資(地域活性化・雇用促進基金)を5月11日より実施しています。

※2 中小企業庁のホームページを参照 <http://www.chusho.meti.go.jp/>

3 支給申請がしやすくなりました！

●支給対象となる休業等から、時間外労働を行った時間数を相殺して支給額を決定していましたが、この取扱いを廃止しました。

●計画届の変更について、郵送、FAX、メール等により行うことが可能になりました。 **NEW**

●申請様式について、一部の支給申請書等を除いて、所定の事項が記載されていれば、事業所が作成した任意の様式により申請することが可能になりました。

★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)